

之ヲ保護シテ人ノ書... 陸海軍人軍馬ノ途上... 陸軍院へ護送シ其首本人所... 府下本所松代町府立遊...

以テ府縣立町村立學校職員... 之儀ハ、森ヨリ其命令書式... 之儀ト被相考聊懸團ヲ生シ... 至急何分ノ御指令有之度候

員ハ校長書記教諭助教諭訓... 又ハ補スト書スヘキ哉... 別ナキヲ得テ現ニ教導... 用ル例モ有之候ヘハ其任ス

二式ヲ以テ然リトナス乎... 然則大率書同可然哉... 何々何々何々... 明治幾年月日

何 縣... 岸良 俊介... 記官從六位 長田桂太郎... 記官正七位古澤經範

吉田 興... 二十一年十月... 依リ審問ヲ遂ル處... 於テ竊盜ノ科ニ依

北町六丁目普光寺ニ忍入... 供進書及ヒ其... 依リ審問ヲ遂ル處

百七十八條人ヲ殺シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ奪取シ... 左ニ記載シタル情狀アル者ハ一等毎ニ一等ヲ加フ一二人... 以上共ニ犯シタル時ニ兇器ヲ携帯シ犯シタル時又竊盜罪...

明治十五年 六月廿六日 東京市罪裁判所 裁判長判事 石井 忠恭 陪席判事 和田 收藏 書記 西田 忠之 川戸 清輔 立會檢事 中村 修

時事新報

亞國ヨリ來翰日本雜貨之說

亞國ニテ日本生糸ノ景況ハ本月十日十一日兩日ノ社説ヲ... 以テ報道セシ如クナルガ昨日又同國在留ノ友人ヨリ一書... 得タリ此人ハ多年彼ノ國ニ於テ日本ノ雜貨ヲ取扱フ商...

千國ノ商物ヲ明取リ夏ニナクテ之ヲ賣ルベシトテ... 百本ヲ十五圓ニテ引取タル者アリ即チ先カ引取ルハ未... 日本ノ雜貨ヲ仕入ルハ、極テ危險ナルモノトシテ手ヲ...

右ハ唯扇子ノ一例ナレバ百般ノ雜貨皆然ナリハナク... 體雜貨ナルモノハ人生必用ノ品ニ非ズヤ一階ノ流行... 從テ之ヲ珍重スルマテノナレバ其品ノ價值如何ア同...

